

## 平成 29 年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について

### 1 事業実施方針

広く福祉サービス第三者評価事業の周知を図るとともに、事業者の受審を促進するため、次の3項目に重点を置く。

- 評価基準 — 国の評価基準ガイドライン改定を踏まえ、県の評価基準の見直しを行う（保育所、障害者・児福祉，高齢者福祉の3分野）。
- 評価機関 — 募集及び認証を行うとともに、評価の質の向上と安定を目指し評価者研修会（養成・継続）を実施する。
- 事業広報 — 受審促進のため、事業者が参集する研修会等において積極的な広報に努める。

### 2 事業実施に関する事項

	事業内容	実施予定	実施場所	備 考
1	宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催	2回程度 (7月, 12月頃)	県庁 会議室	○第三者評価事業に関する重要事項の調査審議 ○ <u>県評価基準の改正（保育所等3分野）</u> ○第三者評価機関の認証申請に係る調査審議（第三者評価機関認証部会／新規申請があった場合のみ）
2	評価基準の見直し	通年	-	○平成28年3月から平成29年3月にかけて順次行われた、 <u>国の評価基準ガイドラインの一連の改定結果を踏まえ、県評価基準を改正（保育所等3分野）</u> ○ <u>改正時期（予定）：平成29年度に改正手続きを完了し、平成30年度評価から適用</u>
3	第三者評価機関の募集	1回	-	○募集期間：委員会開催前の1か月間
4	評価者研修会（養成研修・継続研修）の実施	各1回	県内	○養成：平成29年9月実施（予定） ○継続：平成30年2月実施（予定／ <u>県評価基準の改正内容を研修に反映</u> ）
5	普及啓発	通年	県内	[事業者向け] ○ <u>各種集団指導，研修会等での周知（委員，第三者評価機関等の御協力も得ての効果的な普及啓発の実施）</u> ○各種指導監査等での周知 ○ <u>受審事業所掲示用啓発ポスターの作成，交付〔一般向け〕</u> ○県ウェブサイト，チラシ配布等